

静岡県保険医協会規約

第一章 名称及び事務所

第1条 本会は静岡県保険医協会と称し、事務所を静岡市内に置く。

第二章 目的及び事業

第2条 本会は保険医の生活と権利を守ると共に、国民医療の充実と向上をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 保険医の生活と権利擁護並びに経営の安定。
2. 社会保障、医療保障制度の改善並びに拡充。
3. 社会保険診療内容の向上と改善。
4. 保険医と地域住民の相互理解並びに地域医療の向上・充実。
5. 組織の拡大・強化並びに調査・研究・宣伝並びに機関紙の発行。
6. その他、目的達成に必要な諸事業。

第三章 会 員

第4条 静岡県下の保険医で本会の趣旨に賛同した者は、会員になることができる。

ただし、第34条により除名された会員の再入会は理事会の承認を必要とする。

第5条 本会への入会は、所定の申込書に記入の上、提出すればよい。

第6条 本会からの退会は、別に定める細則を満たしたうえで、その理由を記し、退会届を提出すればよい。

(※細則 4ヶ月未満での退会は、死亡・閉院・転出などやむを得ない場合を除き、4ヶ月分の会費を支払うものとする)

第7条 会員は、規約・総会方針等を尊重し、会費を正常に納入しなければならない。正当な理由なく、納入がない場合は、別に定める規程により会員資格を失うものとする。

第8条 会員は、本会の催す会合に出席し、あ

るいは機関紙に意見を発表することができる。また、規約に基づき、役員を選挙したり、されたりすることができる。また、正当な理由があるときは会議に関わる議事録等を閲覧することができる。

第9条 協会理事会が必要と認めた場合、名誉会員をおくことができる。

名誉会員の会費は免除とする。名誉会員は協会理事を長年務め、診療に従事していないものとする。

第四章 組 織

第10条 本会は、第二章に掲げる目的及び事業遂行のため、静岡県下を数地区に分け、各地区毎に支部を設け、諸活動を行うことができる。

第11条 支部は若干名の支部役員を選出し、支部規約等を定めることができる。その役員並びに規約は理事会の承認を経なければならない。

第12条 本会は、全国保険医団体連合会に加盟する。

第五章 役 員

第13条 本会に次の役員を置く。

理事長 1名

副理事長 若干名

(細則に定める 概ね7名以内)

理事 若干名

(細則に定める 概ね会員1%を目安)

監事 若干名

第14条 理事長は、本会の会務を統括し、本会を代表する。

第15条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は之を代行する。

第16条 理事は諸専門部等を担当し、会務を執行する。

第17条 監事は、本会の資産、会計並びに会務を監査する。

第18条 役員は総会で選出する。その任期は

一年間とし、再任を妨げない。

第19条 役員に欠員を生じたときは、理事会において補充することができる。その任期は前任者の残余期間とする。

第20条 本会に顧問をおくことができる。顧問は総会の承認を得るものとする。

第六章 会議及び事務局

第21条 本会に次の会議をおく。

- 1、総会
- 2、理事会

第22条 会議の議決は出席者の多数決による。但し、可否同数の時は議長が決める。

第23条 総会は本会最高の決議機関であり、会員の10分の1以上の出席を必要とする。但し、委任状による出席を認める。

第24条 総会の議長は、出席会員より選出する。

第25条 定期総会は、毎年1回開催し、理事長が之を召集する。

第26条 総会では、次の事項について審議、決定する。

- 1、規約の改正
- 2、活動報告
- 3、活動方針
- 4、決算並びに予算
- 5、役員選出
- 6、その他、本会の運営に必要な事項。

第27条 理事会が必要と認めるとき、あるいは会員の5分の1以上の要求があるときは、理事長は速やかに臨時総会を開かねばならない。

第28条 理事会は、理事長・副理事長・理事で構成し、月1回以上開催する。その他、必要ときは理事長が臨時に之を召集できる。

第29条 理事会は本会の執行機関であり、総会の方針に基づき、諸活動を遂行する。

第30条 理事会は、会務遂行のため、理事会のもとに総務会、並びに専門部会、委員会などを設けることができる。

第31条 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

第32条 本会の会務遂行のため、本会に事務局を置き、職員を採用する。事務局員の任免、待遇は理事会で決定する。事務局は役員とともに規約・総会方針に基づき会務遂行にあたる。

第七章 表彰及び処分

第33条 会員で本会のために多大な貢献をし、理事会が必要と認めるときは、理事会の議を経て総会で表彰することができる。

第34条 会員で本会の名誉を著しく毀損し、または本会の活動に大きな被害を与えるものと理事会が判断した場合は、警告、役職の罷免、除名を行うことができる。これらの処分は、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

第八章 会 計

第35条 本会の経費は、会費その他の収入をもって之にあてる。

第36条 本会の会費額は総会で決める。但し、会費に静岡保険医新聞の購読料を含む。納入済みの会費は返却しない。

第37条 本会の財産は、理事会が管理する。

第38条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

付 則

- 1、本会の規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を要する。
- 2、この規約の実施に関し、必要な事項は理事会が別に之を定める。
- 3、この規約についての疑義は理事会で決める。
- 4、この規約は1994年(平成6年)6月27日から施行する。
- 5、1995年(平成7年)6月18日一部改正。
- 6、1999年(平成11年)6月20日一部改正。
- 7、2015年(平成27年)6月21日一部改正。
- 8、2017年(平成29年)6月18日一部改正。